

【受験資格】

① 「航海」「機関」及び「主計」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海……五級海技士（航海）以上 ※1

機関……五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む） ※1

主計……船舶料理士資格証明書 ※2

※1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

※2 「船舶料理士に関する省令」(昭和50年運輸省令第7号)第2条第1項第3号ロ又はハの規定に該当する者で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。

② 「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。 ※

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

※ 「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

③ 「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

※ 第一種航空身体検査証明書については、採用時においても有効であること
整備…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の二等航空備
士（旧三等航空整備士を含む）の資格以上の技能証明を有する者
で、採用日までに資格取得見込みの者を含む。